

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月30日
【事業年度】	第11期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
【会社名】	株式会社エコ・プランニング証券
【英訳名】	ECO-PLANNING SECURITIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村上輝幸
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目1番7号
【電話番号】	03 - 3537 - 0112
【事務連絡者氏名】	経理部 木川秀隆
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成19年 3月31日	平成20年 3月31日	平成21年 3月31日	平成22年 3月31日	平成23年 3月31日
営業収益 (千円)	173,024	348,012	314,117	246,366	382,431
純営業収益 (千円)	168,861	329,268	297,699	229,378	358,346
経常損失 (千円)	88,252	82,951	30,957	62,621	8,785
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	90,086	87,302	16,219	65,894	909,735
持分法を適用した場合の投資利益 又は投資損失金額 () (千円)					
資本金 (千円)	363,630	395,030	395,030	410,030	415,030
発行済株式総数 (株)	6,564	7,192	7,192	8,192	8,442
純資産額 (千円)	242,420	217,918	234,137	198,243	701,491
総資産額 (千円)	1,659,281	1,138,407	1,118,858	1,122,259	2,008,544
1株当たり純資産額 (円)	36,939.48	30,300.14	32,555.32	24,199.64	83,095.44
1株当たり配当額 (円)					
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 () (円)	15,989.87	12,782.10	2,255.18	9,158.36	108,555.68
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	14.6	19.1	20.9	17.7	34.90
自己資本利益率 (%)	37.1	37.9	7.2	30.5	
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
自己資本規制比率 (%)	266.3	171.4	202.9	203.4	302.3
営業活動によるキャッシュフロー (千円)	110,512	122,013	80,906	55,140	13,623
投資活動によるキャッシュフロー (千円)					500
財務活動によるキャッシュフロー (千円)	160,900	62,800		30,000	10,000
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	185,424	126,211	207,117	181,977	205,100
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	29 (5)	41 (5)	25 (5)	27 (5)	23 (5)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 上記の比率は以下のように算出しております。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産(資本)合計}}{\text{負債・純資産(資本)合計}} \times 100(\%)$$

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{当期純損益}}{(\text{期首純資産(資本)合計} + \text{期末純資産(資本)合計}) \div 2} \times 100(\%)$$

自己資本規制比率は金融商品取引法(旧証券取引法)に基づき、決算数値をもとに算出したものであります。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について、第7期から第11期まで、新株予約権の残高はありますが、各期において当社株式は非上場・非登録株式であるため、各期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社は非上場及び非登録であり、株価の算定が困難であるため、記載しておりません。
5. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移は記載しておりません。

2 【沿革】

年月	沿革
平成12年8月	投資顧問業(助言業務)を目的として、有限会社エコ・プランニング発足

平成16年9月	証券業登録を見据え、株式会社に組織変更
同年11月	投資顧問業を廃業
同年12月	本社所在地を東京都中央区新川に移転
平成17年10月	証券業登録
同年11月	証券業協会に加入
同年11月	営業開始
平成22年2月	第2種免許登録
平成23年3月	自己資本規制比率が120%を下回ったことから、自主的に営業を休止

3【事業の内容】

当社の基幹業務は、お客様のご意向を受けた金融商品仲介業者から有価証券取引の注文を受け、これを取引所等に取り次ぐことにより、媒介手数料をいただくものであります。

当社の事業内容は、1．有価証券の売買 2．有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理及び有価証券市場における売買取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理 3．有価証券の引受及び売出し 4．有価証券の募集又は売出しの取扱い、その他証券業に関する業務、になります。ただし、平成23年3月17日に、自己資本規制比率の数値が120%を下回ったことから、金融庁に届出を行い、自主的に営業を休止し、新たな買付、新規建の受注を停止しております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

平成23年3月31日現在			
従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
23	55.74	3.32	3,532

- (注) 1．従業員数については、役員・顧問を除く就業人員数を記載しております。
2．平均年間給与には、賞与及び基準外賃金が含まれております。
3．上記の従業員のほかに、平成23年3月末までの直近1年間において、平均5名の臨時従業員が在籍しております。
4．労働組合の状況について、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。
5．当社は単一のセグメントであるため、セグメント別の記載はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、上半期までは南欧諸国の財政問題に端を発した円高ドル安の急激な進展等に伴い調整局面にありましたが、それ以後につきましては、日銀の包括緩和策や米国のQE2政策を受け、円高局面が一服するとともに、株価は反転いたしました。さらに、出遅れ感のある日本株式に対する外国人投資家による買いも入ったことから、日経平均株価は年末にかけて1万円の大台を回復いたしました。その後、景気は踊り場局面から緩やかな回復基調にあったものの、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、日本経済は大打撃を受けることとなりました。

このような経営環境の中で、当社は前期に引き続いて顧客口座ならびに預り資産の増大に努めるとともに、当社を所属証券会社とする金融商品仲介業者（ISA）および契約外務員（IA）の募集を行いつつ、経費削減、自己資本増強ならびに収益力向上を経営方針に掲げ、業務に邁進してまいりました。当事業年度は、上半期において中間純損失30,470千円を計上したものの、平成23年2月までは、株式手数料収入・オプション取引手数料が堅調に推移しており、通期黒字が射程に入る勢いでした。

しかし、東日本大震災発生に伴う株価の急激かつ大幅な下落により、状況が一変いたしました。震災後の2日間で日経平均株価が8,000円を下回る水準にまで下落したことに伴い、当社においてオプション取引を行っていた顧客に多額の追加証拠金を支払う義務が生ずるとともに、当該証拠金を期限までに支払うことができなかったことから、オプション取引の建玉の強制決済を受けることになりました。この結果、顧客からオプション取引の注文を受けて、母店であるひまわり証券（現在は証券業務から撤退しております）に取引の発注をしていた当社においても、同社に対して多額の債務を負うことになるとともに、顧客に対する債権について回収の目処が立たないことを理由に貸倒引当金を計上したことから、甚大な損失を被ることとなりました。

この結果、当事業年度の営業収益は382,431千円（前期比55.2%増）、営業損失は13,279千円（前事業年度：63,394千円の営業損失）、経常損失は8,785千円（前事業年度：62,621千円の経常損失）、当期純損失は909,735千円（前事業年度：65,894千円の当期純損失）となりました。また、当社はオプション取引を行っていた顧客に対する債権について多額の貸倒引当金を計上したことから、701,491千円の債務超過となっております。

主な営業収益と営業費用の内訳は以下のとおりであります。

(営業収益)

当事業年度の受入手数料は354,075千円（前期比59.6%増）となりました。なお、受入手数料の内訳は以下のとおりになります。

受入手数料

	平成22年3月期 (千円)	平成23年3月期 (千円)	増減額 (千円)
受入手数料	221,728	354,075	132,347
委託手数料	175,931	291,903	115,972
募集・売出の取扱手数料	16,637	30,090	13,453
その他の受入手数料	29,158	32,080	2,922

トレーディング収益

当事業年度のトレーディング収益は、2,716千円の赤字（前事業年度は93千円の赤字）となりました。これは、主に株式等のトレーディングによるものであります。

金融収益

当事業年度の金融収益につきましては、31,073千円（前期比25.6%増）となりました。これは、主に株式の信用取引に伴う受取利息によるものであります。

（営業費用）

金融費用

当事業年度の金融費用は、24,085千円（前期比41.7%増）となりました。主な金融費用は、信用取引に伴って発生する支払利息であります。

販売費及び一般管理費

当事業年度の販売費および一般管理費は、371,626千円（前期比26.9%増）となりました。これは、主に委託手数料収入が増加したことに伴い、金融商品取扱業者への報酬支払額が増加したことによるものであります。

	平成22年3月期（千円）	平成23年3月期（千円）	増減額（千円）
販売費及び一般管理費	292,772	371,626	78,853
取引関係費	41,147	67,554	26,407
人件費	168,870	230,546	61,676
不動産関係費	21,327	16,246	5,081
事務費	52,919	47,195	5,724
租税公課	1,539	1,775	236
その他	6,968	8,307	1,339

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、13,623千円の黒字となりました。（前年度は55,140千円の赤字）。これは前事業年度に比較して、委託手数料収入が増加したことなどに伴い、営業損失の金額が縮小したことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、500千円の赤字となりました。これは、投資事業組合への出資金の拠出を行ったためであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フロー増減は、10,000千円の黒字となりました（前年度は、30,000千円の黒字）。これは新規に第三者割当増資を行ったことによるものであります。

2【対処すべき課題】

顧客資産の返還・移管

当社は、第1種金融商品取引業者として「金融商品取引法」及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて自己資本規制比率による規制を受けております。当社は、平成23年3月11日の東日本大震災の影響による株式市場の大幅な下落に伴い、同年3月17日時点で自己資本規制比率の数値が、120%を下回ったことから、証券業の休止届を財務局に提出の上、新規の取引について平成23年3月25日より業務を休止しております。従いまして、当社は顧客資産の安全性を確保するため、預かり資産を安全かつ確実に顧客へ返還ないし他社へ移管することに最大限努める所存でございます。

会社分割による金融商品仲介業者の契約関係の移行

平成23年3月25日以後、新規の証券取引業務を休止したことに伴い、当社が業務委託契約を締結していた金融商品仲介業者（以下、ISA）は、新たな顧客の勧誘などを行うことができない状況にあり、業務の遂行に支障が生じております。当社は、ISAの営業活動を保護するため、平成23年8月8日に当社の金融商品仲介事業部門を会社分割方式によって、ひびき証券株式会社へ承継させる予定でございます。今後は、顧客データの移管業務を進めると同時に、お客様が会社分割の効力が発生する前にお取引を望まれる場合、スムーズな対応が図れるよう、ISAに対して、ひびき証券株式会社を所属証券会社とする乗合手続を勧めてまいります。

立替債権の回収

この度、オプション取引によって損失を被った顧客に対する立替金を回収するため、当社は顧問弁護士との間で債権回収を目的とした委任契約を締結し、回収業務に取り組んでおります。しかし、損失を被った顧客のうち、一部についてはすでに破産手続を開始していることから、全額の回収は非常に困難な状況にあります。

自己資本の充実

当社は、顧客からオプション取引の注文を受けると同時に、母店であるひまわり証券（現在は証券業から撤退しております。）に対して取引の発注を行っていたため、このたびの東日本大震災後の株価暴落によって、同社に対し多額の債務を負うことになりました。さらに、顧客に対する立替債権について回収の目処が立たないことから、多額の貸倒引当金を計上することとなり、平成23年3月期において債務超過の状況に陥っております。当該状況を脱却し、自己資本規制比率の原状回復を目指すためにも、当社は資金調達などの手段により自己資本の回復に努める必要がございますが、現状では出資者との交渉は不調に終わっており、新たな資金調達は非常に困難な状況にあります。

自主廃業手続の遂行

上記の状況から、当社では、自己資本規制比率の原状回復は困難であるとの認識に至っており、今後は証券業の廃業に向けて、顧客資産の返還ならびに会社組織の変更等必要な手続を行う予定であります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中のうち将来に関する事項につきましては、当社が有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、また、当社事業に関するすべてのリスクを網羅したものではありません。

(1) 自己資本規制比率にかかるリスク

金融商品取引会社は、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、自己資本規制比率による規制を受けます。自己資本規制比率とは、その自己資本から固定的な資産を控除した「固定化されていない自己資本の額」を、発生しうる危険に対応する相当額で除して算出する指標です（金融商品取引法第46条の2第1項）。当該比率が120%を下回る場合、金融庁は業者に対して監督命令を発することができますとされており、さらに100%を下回る場合、内閣総理大臣は、公益または投資者保護のため必要かつ適当であるときに、その必要の限度において、3ヶ月以内の期間において業務の全部または一部の停止を命令でき、それでもなお引き続き自己資本規制比率が100%を下回り、かつ回復の見込みが無い場合においては、当該金融商品取引会社の登録を取り消すことができます。（金融商品取引法第53条第2項、第3項）。当社は、実際に、平成23年3月17日から自己資本規制比率の数値が100%を割り込んでおり、現在自主的に営業を休止しているため、収益を獲得する手段が実質上ついでていることから、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響が及んでいます。

(2) システムにかかるリスク

当社は、株式等の注文執行については、だいこう証券ビジネス(株)と母店契約を交わし、だいこう証券ビジネス(株)を通じて取引所に発注を行っております。また、一部先物・オプション取引について、平成22年8月よりひまわり証券と新たに母店契約を交わし、大阪証券取引所に発注を行ってまいりました。（その後、東日本大震災後に、ひまわり証券が証券部門から撤退したため、当有価証券報告書提出日現在は母店契約は解消されています。）また、注文執行取次・取引決済データ処理システムについては(株)ODKソリューションズのシステム「SENS21」を使用しております。そのため、これらのシステムに重大な障害が発生した場合、業務運営が困難となり、顧客の信頼を失うおそれがあります。

(3) コンプライアンスにかかるリスク

当社は、関東財務局並びに金融庁の監督下にあり、また、日本証券業協会の指導下にあります。当社は、徹底した法令、諸規則の遵守を基本方針としており、法令諸規則遵守のための内部管理体制の整備、研修・社内検査の実施等、社内コンプライアンス体制の構築・維持のための必要な措置を講じております。しかしながら、万が一当社において、法令違反等が生じた場合、行政処分等の対象となり営業活動を控えなければならない事態が起きることも考えられます。

(4) 顧客情報の漏洩にかかるリスク

当社の顧客情報管理は、個人情報保護基本方針並びに社内諸規則等を制定し、管理には万全を期しておりますが、人為的なミスやコンピュータ等へのハッキング並びにデータの不正持出しや盗難等により、情報が社外に漏洩する可能性について完全には否定できません。万が一、外部に情報が漏洩した場合、賠償金の発生や社会的信用が失墜することにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 訴訟等にかかるリスク

当社は、顧客注文について、受発注を慎重に行い、正確な注文執行・事務処理をこころがけておりますが、何らかの理由によりトラブルが発生し、訴訟等に発展したうえ、当社の主張と異なる判断が下された場合には、経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 負債にかかるリスク

当社は、当有価証券報告書提出日である平成23年6月30日現在、先物・オプション取引にかかる母店契約を行っていたひまわり証券に対し、未払金残高が933,694千円あります。この未払金は、顧客のオプション取引により発生した損失に基づき、当社がひまわり証券に対し負っている債務であります。当社が、顧客からの立替金を回収できず、当社からひまわり証券に対し債務の返済が行われない場合には、当社の経営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象 または状況について

当社は、当事業年度においてオプション取引を行った顧客に対する立替金に対して853,461千円の貸倒引当金を計上したことなどに伴い、909,735千円の当期純損失を計上した結果、事業年度末において701,491千円の債務超過となっております。また、自己資本規制比率が、120%を下回ったことから、証券業の休止届を財務局に提出の上、新規の取引について平成23年3月25日より業務を休止しております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、オプション取引を行った顧客からの債権回収を進めることにより、債務超過からの脱却を図り、財務状況の改善に努める所存ではございますが、貸倒引当金を計上している立替金については全額回収の目処が立たない状況にあります。また、新規取引の注文を停止している状況の中で、収益を獲得する手段が実質上ついでていることから、具体的な対応策は未確定となっております。このような状況により、現時点では、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を反映しておりません。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、平成23年4月5日開催の取締役会において、ひびき証券株式会社に対して、当社の金融商品仲介事業部門を承継させることを決議し、平成23年4月15日、同社と吸収分割契約書を締結いたしました。本吸収分割の効力発生日は、平成23年8月8日であり、同日付で当社は本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位を承継させる予定であります。

(1) 当該会社分割の目的

当社は、東日本大震災の影響による多額の立替金の発生により、証券業を休止しており顧客は新規の取引ができない状況にあります。当該会社分割契約により、投資者が証券取引活動を再開しうることになることから、本件会社分割は、投資者保護を目的とするものです。

(2) 会社分割をする事業内容及び当該会社分割の方法

当社の金融商品仲介事業部門を、当社を分割会社、ひびき証券を承継会社とする会社分割（会社法第784条3項及び第796条第3項の規定にもとづき分割会社及び承継会社の株主総会の承認決議を不要とする簡易吸収分割）により、承継を行うものであります。

(3) 当該会社分割の日程

会社分割承認取締役会	平成23年4月5日
会社分割契約書締結	平成23年4月15日
会社分割効力発生日	平成23年8月8日

(4) 承継会社の概要

商号	ひびき証券株式会社
本店の所在地	大阪府大阪市中央区今橋一丁目6番19号
代表者の氏名	井上 智治
資本金の額	5億円

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

6【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下は、当社の財政状態及び経営成績に関する情報であり、文中に記載する将来に関する事項は有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

1．財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成におきましては、合理的な見積りが必要とされます。当該見積りにあたりましては、当社における過去の実績等を踏まえ合理的に判断しておりますが、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

(資産)

当事業年度の資産合計は2,008,544千円となり、対前期比で886,285千円の増加となりました。

流動資産は、2,003,131千円となり、対前期比で899,006千円の増加となりました。これは、オプション取引を行い損失を被った顧客に対する立替金1,690,275千円の計上と、この立替金に対する貸倒引当金853,461千円の計上を主因とするものであります。

固定資産は、5,412千円となり、対前期比で12,722千円の減少となりました。これは、主に、株券電子化に伴う当社契約計算センターのシステム開発費当社負担分として計上されていた長期前払費用を減損処理したことによるものです。

(負債)

当事業年度の負債合計は2,710,035千円となり、対前期比で1,785,974千円の増加となりました。

流動負債は、2,678,750千円となり、対前期比で1,770,148千円の増加となりました。これは、顧客から受けたオプション取引の注文取次ぎを委託していたひまわり証券に対して未払金を1,868,520千円計上したこと、信用取引負債が92,801千円減少したこと、従業員特別退職給付引当金を15,450千円計上したことを主因としております。

固定負債は30,548千円となり、対前期比で16,115千円の増加となりました。これは、接続システム使用料金にかかる支払債務を新たに20,000千円計上したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度の純資産合計は701,491千円となり、対前期比で899,006千円の減少となりました。当該減少額は、平成22年6月30日を払込日とした第三者割当増資10,000千円と、当期純損失909,735千円が発生したことによるものであります。

(3)経営成績の分析

(営業収益)

当事業年度の営業収益は382,431千円となり、対前期比で136,065千円の増加となりました。当社の営業収益の主な源泉は、証券取引に伴う受入手数料と信用取引の資金融資に伴う金融収益です。

受入手数料につきましては354,075千円となり、対前期比で132,347千円の増加となりました。これは、有価証券の売買にかかる委託手数料が291,903千円となり、対前期比で115,972千円の増加となったことが主な要因です。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は371,626千円となり、対前期比で78,853千円の増加となりました。これは、従業員給料の増加、受入手数料の増加に伴う歩合外務員に対する報酬支払増加が主な要因です。この結果、営業損失は13,279千円（前期は63,394千円の営業損失）となりました。

(経常損益・当期純損益)

当事業年度における営業外収益は4,577千円となり、対前期比で409千円の減少となりました。また、営業外費用は83千円となり、対前期比で4,130千円の減少となりました。この結果、経常損失は8,785千円（前期は62,621千円の経常損失）となっております。当事業年度における特別利益は、金融商品取引責任準備金の戻し入れを行ったことに伴い244千円発生しております（前事業年度は発生しておりません）。また、当事業年度における特別損失は900,903千円となっており、対前期比で897,920千円増加しております。これは、オプション取引により損失を被った顧客に対する立替金に対して853,461千円の貸倒引当金を計上したこと、当社が契約している「証券システム」にかかる長期前払費用について29,392千円の減損損失を計上したこと、並びに今後は証券事業の継続が困難であるとの観点から、従業員特別退職金にかかる引当金の繰入額15,450千円を計上したことなどによるものです。この結果、当期純損失は909,735千円（前期は65,894千円の当期純損失）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

第2 事業の状況(2)キャッシュ・フローの状況をご参照ください。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は「3 事業等のリスク(8)提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象」に記載のとおり、当事業年度においてオプション取引を行った顧客に対する立替金に対して853,461千円の貸倒引当金を計上したことなどに伴い、909,735千円の当期純損失を計上した結果、事業年度末において701,491千円の債務超過となっております。また、自己資本規制比率は、金融庁が業務の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができる120%の水準を大きく下回る状況に陥ったことから、すでに平成23年3月17日より、新規取引の受注を停止しています。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、オプション取引を行った顧客からの債権回収を進めることにより、債務超過からの脱却を図り、財務状況の改善に努める所存ではありますが、貸倒引当金を計上している立替金については全額回収の目処が立たない状況にあります。また、新規取引の受注を停止している状況の中で、収益を獲得する手段が実質上ついでていることから、具体的な対応策は未確定となっております。更に、自己資本規制比率の原状回復を目指して資金調達に努めておりましたが、出資者との交渉は不調に終わった次第です。

以上のことから、当社取締役会では、当面、自己資本規制比率の原状回復は困難であるとの認識にいたり、今後は証券業務の廃業に向けて、顧客資産の返還ならびに会社組織の変更等必要な手続きを行う予定であります。具体的なスケジュール等につきましては、関係機関との調整を経た上で、改めて投資家の皆様にご報告申し上げます。

7【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
第10期 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	委託手数料	155	0		20	175
	引受・売出手数料					
	募集・売出しの取扱手数料		2	13		16
	その他の受入手数料	2	0	25	1	29
	計	157	2	38	21	221
第11期 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)	委託手数料	199	4		87	291
	引受・売出手数料					
	募集・売出しの取扱手数料		0	30		30
	その他の受入手数料	2	0	28	0	32
	計	202	4	58	87	354

(2) トレーディング損益の内訳

	第10期 (平成21年4月1日～平成22年3月31日)			第11期 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	0	0	0	2		2
債券等・その他のトレーディング損益						
債券等トレーディング損益						
その他のトレーディング損益						
合計	0	0	0	2		2

(3) 自己資本規制比率

	第10期末 (平成22年3月31日)	第11期末 (平成23年3月31日)
基本項目(百万円) (A)	198	701
補完項目(百万円) (B)	0	854
其他有価証券評価差額金(評価益) (百万円)		
金融商品取引責任準備金(百万円)	0	0
一般貸倒引当金(百万円)		853
控除資産(百万円) (C)	19	1,696
固定化されていない自己資本(百万円) (D) = (A) + (B) - (C)	179	1,544
リスク相当額(百万円)	88	510
市場リスク相当額(百万円)		
取引先リスク相当額(百万円)	21	439
基礎的リスク相当額(百万円)	66	70
自己資本規制比率(%) (D) / (E) × 100	203.4	302.3

(4) 有価証券の売買等業務の状況

有価証券の売買状況

1) 株券

	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
第10期 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	20,257	44	20,301
第11期 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)	25,903	104	26,008

2) 債券

	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
第10期 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	782		782
第11期 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)	752		752

3) 受益証券

	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
第10期 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	974		974
第11期 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)	1,486		1,486

4) その他

該当事項はありません。

証券先物取引等の状況

最近2事業年度における証券先物取引等の状況は次のとおりであります。

1) 株式に係る取引

	先物取引		オプション取引		合計 (百万円)
	受託 (百万円)	自己 (百万円)	受託 (百万円)	自己 (百万円)	
第10期 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	41,828		697		42,526
第11期 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)	29,128		6,172	9	6,182

2) 債券に係る取引

該当事項はありません。

有価証券の引受け、売出し業務及び募集、売出し又は私募の取扱業務の状況

該当事項はありません。

(5) その他業務の状況

最近2事業年度におけるその他の業務の状況は次のとおりであります。

有価証券の保護預り業務

第10期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	株券(千株)	15,960
	債券(百万円)	8,198
	受益証券(百万円)	4,632
第11期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	株券(千株)	23,727
	債券(百万円)	7,918
	受益証券(百万円)	4,396

信用取引に係る顧客への融資及び貸証券

区分	顧客の委託に基づいて行った融資額とこれにより顧客が買い付けている証券の数量		顧客の委託に基づいて行った貸証券の数量とこれにより顧客が売り付けている代金	
	数量(千株)	金額(百万円)	数量(千株)	金額(百万円)
第10期 (平成22年3月31日)	1,925	567	214	151
第11期 (平成23年3月31日)	1,045	594	60	30

公社債の払込金の受入れ及び元利金支払並びに証券投資信託受益証券の収益金、償還金及び

一部解約金支払の代理業務

区分	第10期 (平成21年4月1日～平成22年3月31日)	第11期 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)
債券取扱高(百万円)	1,575	1,045
受益証券取扱高(百万円)	569	283

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

(平成23年3月31日現在)

事業所名	設備の内容	帳簿価額	従業員数 (人)
本店	本社機能		23

(注) 1. リース契約による主な賃借設備は次の通りであります。

設備の内容	数量	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
PC他OA機器	一式	3~5年	1,355	1,232
家具・什器	一式	5年	1,135	411
計			2,490	1,643

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
計	100,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行株式総数 (平 成23年3月31日)	提出日現在 発行株式総数 (平成23年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,442	8,442	非上場・非登録	(注)1,2
計	8,442	8,442		

(注)1. 株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりとなります。

当社の発行する全部の株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第7条において定めております。

2. 当社は単元株制度は採用していません。

3. 提出日現在の発行株式総数には、平成23年6月1日から本有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法第280条ノ20、同280条ノ21及び同280条ノ27の規定に基づき、第1回新株予約権を平成18年1月25日取締役会決議により、第2回新株予約権を平成18年9月27日取締役会決議により発行しております。また、当社は、会社法第238条及び第239条の規定に基づき、第3回新株予約権を平成19年11月2日取締役会決議により発行しております。

(平成18年1月25日取締役会決議)

株主総会の特別決議日(平成17年10月17日)		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	518	518
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	518	518
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000 (注)1	同左

新株予約権の行使期間	自平成19年11月1日 至平成25年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,000 資本組入額 35,000	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行することを要する。ただし、相続または合併により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役、顧問または従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社、当会社の子会社または当会社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。 その他新株予約権の行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時には取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 ()新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(配当可能利益または準備金の資本組入れによる場合も含むものとし、以下、同様とする。)または株式併合を行う場合には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

()当社が調整前行使価額を下回る払込価額をもって普通株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、後記算式における「既発行普通株式数」には、当社が自己株式として保有する普通株式の数は含まれないものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の調整前行使価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

()当社が、調整前行使価額を下回る価額をもって当社の普通株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合、またはこれらに類する証券等が発行する場合、または調整前行使価額を下回る処分価額をもって旧商法第211条に従って当社が自己株式として保有する普通株式を処分する場合には、前記()に準じて行使価額を調整する。なお、自己株式の処分の場合については、前記()記載の算式中、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、「新規発行前の普通株式の調整前行使価額」を「処分前の普通株式の調整前行使価額」にそれぞれ読み替えて適用する。

()当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、または吸収分割もしくは新設分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、合理的な範囲で、行使価額について必要と認める調整を行うことができる。

(平成18年9月27日取締役会決議)

株主総会の特別決議日(平成17年10月17日)		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	739	739
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	739	739
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000(注)1	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年11月1日 至平成25年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,000 資本組入額 35,000	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続または合併により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権発行時において当社の取締役、監査役、顧問または従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社、当会社の子会社または当会社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。</p> <p>その他新株予約権の行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時には取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 ()新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(配当可能利益または準備金の資本組入れによる場合も含むものとし、以下、同様とする。)または株式併合を行う場合には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- () 当会社が調整前行使価額を下回る払込価額をもって普通株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合および当会社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、後記算式における「既発行普通株式数」には、当社が自己株式として保有する普通株式の数は含まれないものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の調整前行使価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- () 当会社が、調整前行使価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合、またはこれらに類する証券等が発行する場合、または調整前行使価額を下回る処分価額をもって旧商法第211条に従って当社が自己株式として保有する普通株式を処分する場合には、前記()に準じて行使価額を調整する。なお、自己株式の処分の場合については、前記()記載の算式中、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、「新規発行前の普通株式の調整前行使価額」を「処分前の普通株式の調整前行使価額」にそれぞれ読み替えて適用する。
- () 当会社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、または吸収分割もしくは新設分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、合理的な範囲で、行使価額について必要と認める調整を行うことができる。
- 2 職員 1名の退職により、提出日の前月末現在 20株分失効しております。

(平成19年11月2日取締役会決議)

株主総会の特別決議日(平成19年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	530	530
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	530	530
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年11月2日 至平成29年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続または合併により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権発行時において当社の取締役、監査役、顧問または従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。</p>	同左

株主総会の特別決議日(平成19年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
	その他新株予約権の行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時には取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 () 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(配当可能利益または準備金の資本組入れによる場合も含むものとし、以下、同様とする。)または株式併合を行う場合には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

() 当社が調整前行使価額を下回る払込価額をもって普通株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、後記算式における「既発行普通株式数」には、当社が自己株式として保有する普通株式の数は含まれないものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の調整前行使価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

() 当社が、調整前行使価額を下回る価額をもって当社の普通株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合、またはこれらに類する証券等が発行する場合、または調整前行使価額を下回る処分価額をもって旧商法第211条に従って当社が自己株式として保有する普通株式を処分する場合には、前記()に準じて行使価額を調整する。なお、自己株式の処分の場合については、前記()記載の算式中、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、「新規発行前の普通株式の調整前行使価額」を「処分前の普通株式の調整前行使価額」にそれぞれ読み替えて適用する。

() 当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、または吸収分割もしくは新設分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、合理的な範囲で、行使価額について必要と認める調整を行うことができる。

2 職員 1名の退職により、提出日の前月末現在 5株分失効しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年7月31日	1,008	5,963	100,800	333,580	0	34,930
平成19年3月28日	601	6,564	30,050	363,630	30,050	64,980
平成19年7月13日	220	6,784	11,000	374,630	11,000	75,980
平成19年10月5日	142	6,926	7,100	381,730	7,100	83,080
平成19年12月21日	120	7,046	6,000	387,730	6,000	89,080
平成20年2月28日	40	7,086	2,000	389,730	2,000	91,080
平成20年3月27日	106	7,192	5,300	395,030	5,300	96,380
平成22年3月31日	1,000	8,192	15,000	410,030	15,000	111,380
平成22年6月30日	250	8,442	5,000	415,030	5,000	116,380

- (注) 1 上記発行株式数の増加は、平成18年7月31日から平成20年3月27日については、一般募集・有償による普通株式の発行によります。平成22年3月31日から平成22年6月30日については、第三者割当・有償による普通株式発行によるものであります。
- 2 上記新株発行における発行価額は、平成18年7月31日から平成20年3月27日については10万円、平成22年3月31日については3万円、平成22年6月30日については4万円となります。
- 3 上記新株発行のうち、平成18年7月31日については、1株当たり10万円の発行価額の全額を資本に組み入れております。平成19年3月28日から平成20年3月27日までの発行分については、1株当たり10万円の発行価額のうち2分の1を資本金に組み入れております。平成22年3月31日発行分については、1株当たり3万円の発行価格のうち2分の1を資本金に組み入れております。平成22年6月30日の発行分については、1株当たり4万円の発行価額の2分の1を資本金に組み入れております。

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				4			277	281	
所有株式数 (株)				204			8,238	8,442	
所有株式数 の割合(%)				2.4			97.6	100.0	

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
村上輝幸	東京都中央区	1,113	13.1
買場清	富山県富山市	1,000	11.8
西山恵美	愛知県名古屋市昭和区	390	4.6
武藤佳資	東京都渋谷区	250	2.9
村上菊子	千葉県館山市	200	2.3
堀好子	愛知県名古屋市北区	178	2.1
江本明弘	徳島県鳴門市	150	1.7
学校法人 佐野学園	東京都千代田区内神田2-13-13	142	1.6
高橋勇	東京都大田区	138	1.6
国吉建夫	千葉県松戸市	124	1.4
計		3,685	43.6

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,442	8,442	
単元未満株式			
発行済株式総数	8,442		
総株主の議決権		8,442	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20、同280条ノ21及び同280条ノ27の規定並びに会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の発行によるものです。株主総会の特別決議は平成17年10月17日及び平成19年6月29日に行われております。

(平成18年1月25日取締役会決議)

決議年月日	平成17年10月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役4、監査役2、従業員20、顧問9
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000
新株予約権の行使期間	自平成19年11月1日至平成25年10月31日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 () 当会社が株式分割(配当可能利益または準備金の資本組入れによる場合も含むものとし、以下、同様とする。)または株式併合を行う場合には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

() 当会社が調整前行使価額を下回る払込価額をもって普通株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合および当会社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、後記算式における「既発行普通株式数」には、当会社が自己株式として保有する普通株式の数は含まれないものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の調整前行使価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

() 当会社が、調整前行使価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合、またはこれらに類する証券等を発行する場合、または調整前行使価額を下回る処分価額をもって旧商法第211条に従って当会社が自己株式として保有する普通株式を処分する場合には、前記()に準じて行使価額を調整する。なお、自己株式の処分の場合については、前記()記載の算式中、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、「新規発行前の普通株式の調整前行使価額」を「処分前の普通株式の調整前行使価額」にそれぞれ読み替えて適用する。

() 当会社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、または吸収分割もしくは新設分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、合理的な範囲で、行使価額について必要と認める調整を行うことができる。

(平成18年9月27日取締役会決議)

決議年月日	平成17年10月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役6、監査役2、従業員20、顧問9
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000
新株予約権の行使期間	自平成19年11月1日至平成25年10月31日
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 () 当社が株式分割(配当可能利益または準備金の資本組入れによる場合も含むものとし、以下、同様とする。)または株式併合を行う場合には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

() 当社が調整前行使価額を下回る払込価額をもって普通株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、後記算式における「既発行普通株式数」には、当社が自己株式として保有する普通株式の数は含まれないものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の調整前行使価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

() 当社が、調整前行使価額を下回る価額をもって当社の普通株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合、またはこれらに類する証券等が発行する場合、または調整前行使価額を下回る処分価額をもって旧商法第211条に従って当社が自己株式として保有する普通株式を処分する場合には、前記()に準じて行使価額を調整する。なお、自己株式の処分の場合については、前記()記載の算式中、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、「新規発行前の普通株式の調整前行使価額」を「処分前の普通株式の調整前行使価額」にそれぞれ読み替えて適用する。

() 当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、または吸収分割もしくは新設分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、合理的な範囲で、行使価額について必要と認める調整を行うことができる。

2 職員 1名の退職により、提出日の前月末現在 20株分失効しております。

(平成19年11月2日取締役会決議)

決議年月日	平成19年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役5、従業員14、顧問4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000

新株予約権の行使期間	自 平成21年11月2日 至 平成29年6月28日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 () 当社が株式分割(配当可能利益または準備金の資本組入れによる場合も含むものとし、以下、同様とする。)または株式併合を行う場合には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

() 当社が調整前行使価額を下回る払込価額をもって普通株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、後記算式における「既発行普通株式数」には、当社が自己株式として保有する普通株式の数は含まれないものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の調整前行使価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

() 当社が、調整前行使価額を下回る価額をもって当社の普通株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合、またはこれらに類する証券等を発行する場合、または調整前行使価額を下回る処分価額をもって当社が自己株式として保有する普通株式を処分する場合には、前記()に準じて行使価額を調整する。なお、自己株式の処分の場合については、前記()記載の算式中、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、「新規発行前の普通株式の調整前行使価額」を「処分前の普通株式の調整前行使価額」にそれぞれ読み替えて適用する。

() 当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、または吸収分割もしくは新設分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、合理的な範囲で、行使価額について必要と認める調整を行うことができる。

2 職員 1名の退職により、提出日の前月末現在 5株分失効しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、配当可能利益がないことから、これを行いません。

4【株価の推移】

当社株式は、非上場及び非登録につき該当はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		村上 輝幸	昭和14年9月11日	平成11年9月 平成16年10月 平成16年12月	野村證券(株)定年退職 (株)エコ・プランニング代表取締役就任 商号変更により(株)エコ・プランニング証券代表 取締役(現任)	1	1,113
取締役	総務部長	錦織 文雄	昭和15年9月27日	平成16年6月 平成16年12月 平成21年6月 平成22年6月 平成23年6月	丸国証券(株)取締役定年退任 同社顧問就任 丸国証券(株)顧問を退任 (株)エコ・プランニング証券入社 同社取締役総務部長権コンプライアンス部長就任 同社取締役総務部長権コンプライアンス部長退任 同社取締役総務部長就任	2	35
取締役	経理部長	木川 秀隆	昭和41年3月28日	平成元年～ 平成9年9月 平成17年1月 平成20年4月 平成23年6月	国際証券(株)勤務 (株)エコ・プランニング証券入社 同社経理部長就任 同社取締役経理部長就任	2	0
監査役		柴田 勇	昭和18年4月13日	平成15年4月 昭和62年～ 平成9年6月 平成19年6月 平成19年6月 平成21年6月 平成21年6月	野村證券(株)定年退職 (株)エコ・プランニング証券取締役就任 同社取締役退任 同社顧問就任 同社顧問退任 同社監査役就任(現任)	1	14
監査役 (常勤) 4		村上 正治	昭和19年4月1日	平成16年3月 平成16年10月 平成16年12月 平成19年6月	三菱製鋼(株)定年退職 株式会社エコ・プランニング 経理部長就任 商号変更により(株)エコ・プランニング証券 経理部長 同社経理部長退職・同社監査役就任(現任)	3	6
計							1,168

- 1 平成21年6月29日開催の定時株主総会の終結から2年間であります。
- 2 平成23年6月30日開催の定時株主総会の終結から2年間であります。
- 3 平成19年6月29日開催の定時株主総会の終結から4年間であります。
- 4 監査役村上正治は、代表取締役村上輝幸の実弟であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

提出会社の企業統治に関する事項

1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、企業経営における透明性、公正な経営及びコンプライアンスの実現を重要課題としており、引き続き現在の取締役、監査役制度の効率的かつ健全な運用により、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

2) 当社の機関の内容

当社の機関設計は、株主総会、取締役会、代表取締役、監査役からなっております。監査役会については設置をしておりません。

3) 内部統制システムの整備の状況

当社では、常設機関としてコンプライアンス部を設置しており、業務執行全般について、リスクチェックを行っております。

内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役監査の相互連携

1) 当社の内部監査機関としては、コンプライアンス部があります。コンプライアンス部の構成は1名からなっております。他方、当社の監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役1名の計2名であります。

2) コンプライアンス部による内部監査を毎年度行っております。他方、監査役による監査は、個々の監査役により随時行っております。

3) 監査役は、取締役会と随時連携をとっており、取締役会との意思の疎通を図っております。コンプライアンス部長は、取締役会及び監査役と情報の共有をしながら、年度ごとに当社の業務全般につきリスクチェックを行っております。

当社の社外取締役との間においては、特別な利害関係はありません。

当社役員報酬については、取締役につき年額30,000千円以内とし（ただし、使用人としての給与は含まない）、監査役につき年額6,000千円以内とすることを、平成19年6月29日付けの定時株主総会において決議しております。

当事業年度における役員報酬は、取締役につき5,200千円、監査役につき1,200千円であり、総額6,400千円となっております。

会計監査に関しましては、監査法人元和と監査契約を締結しており、同法人が金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。なお、当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び当社にかかる継続監査年数、監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	指定社員 業務執行社員：星山 和彦 指定社員 業務執行社員：根本 俊一
監査業務にかかる補助者の構成	公認会計士 1名

(注) 継続監査年数については、7年以内のため記載を省略しております。

当社の取締役は、11名以内とする旨を定款で定めております。

また、当社定款第20条により、取締役の選任の要件については、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決するものとしております。

当社では、会社の規模に対し、比較的多数の株主が出席し、かつ、大多数の株主の持株数が極めて少ないことから、円滑な株主総会の運営を図るため、当社定款第16条第2項により、株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる議決権の株主の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって決するものとしております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
5,000	400	4,500	300

(注) 当社と公認会計士監査法人 元和は、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、悪意または重過失があった場合を除き、監査業務ならびにその他職務執行の対価として受けた報酬または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た金額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度額となります。

【その他重要な報酬の内容】

前事業年度 記載すべき事項はありません。

当事業年度 記載すべき事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度 監査公認会計士等に対する報酬の内容のうち、非監査業務に基づく報酬とは、顧客資産の分別保管に対する検証業務に係るものです。

当事業年度 監査公認会計士等に対する報酬の内容のうち、非監査業務に基づく報酬とは、顧客資産の分別保管に対する検証業務に係るものです。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬の金額は、監査日数、会社の規模、事業の特性等を勘案して決定されています。

第5 【経理の状況】

・財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(平成19年9月18日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、平成22年3月期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、平成23年3月期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

・監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成22年3月期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表については、根本公認会計士事務所 公認会計士 根本俊一、平成23年3月期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表については、監査法人元和により監査を受けております。

なお、当社の監査公認会計士等は次のとおり異動しております。

前事業年度 根本公認会計士事務所 公認会計士 根本 俊一

当事業年度 監査法人元和

・連結財務諸表について

当社は、連結子会社がないため、連結財務諸表は作成しておりません。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	181,977	205,100
預託金	150,000	150,000
顧客分別金信託	150,000	150,000
トレーディング商品	2,178	4,173
商品有価証券等	2,178	4,173
約定見返勘定	5,587	34,933
信用取引資産	719,472	625,592
信用取引貸付金	567,492	594,948
信用取引借証券担保金	151,980	30,644
立替金	5,099	1,690,275
短期差入保証金	20,000	130,683
信用取引差入保証金	20,000	3,442
先物取引差入証拠金	-	124,240
その他の差入保証金	-	3,000
前払費用	1,196	1,194
未収収益	16,407	14,004
未収入金	1,822	610
その他の流動資産	381	23
貸倒引当金	-	853,461
流動資産計	1,104,124	2,003,131
固定資産		
有形固定資産	110	-
器具備品	110	-
投資その他の資産	18,024	5,412
出資金	1,000	1,500
長期差入保証金	3,226	3,226
長期前払費用	12,707	-
長期貸付金	1,090	686
固定資産計	18,135	5,412
資産合計	1,122,259	2,008,544

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
約定見返勘定	7,766	39,106
信用取引負債	714,592	621,791
信用取引借入金	562,612	591,147
信用取引貸証券受入金	151,980	30,644
預り金	21,366	37,443
顧客からの預り金	15,286	20,068
その他の預り金	6,079	17,375
受入保証金	133,934	43,948
信用取引受入保証金	83,175	29,592
先物取引受入証拠金	38,758	11,356
その他の受入保証金	12,000	3,000
未払金	14,916	1,904,033
未払費用	15,320	15,779
未払法人税等	705	1,150
その他の流動負債	-	45
特別退職引当金	-	15,450
流動負債計	908,602	2,678,750
固定負債		
長期借入金	1,090	686
長期未払金	13,342	29,862
固定負債計	14,433	30,548
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	4 981	4 736
特別法上の準備金計	981	736
負債合計	924,016	2,710,035
純資産の部		
株主資本		
資本金	410,030	415,030
資本剰余金		
資本準備金	111,380	116,380
資本剰余金合計	111,380	116,380
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	323,166	1,232,901
利益剰余金合計	323,166	1,232,901
株主資本合計	198,243	701,491
純資産合計	198,243	701,491
負債・純資産合計	1,122,259	2,008,544

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
受入手数料	221,728	354,075
委託手数料	175,931	291,903
募集・売出しの取扱手数料	16,637	30,090
その他の受入手数料	29,158	32,080
トレーディング損益	1 93	1 2,716
金融収益	2 24,731	2 31,073
営業収益計	246,366	382,431
金融費用	3 16,988	3 24,085
純営業収益	229,378	358,346
販売費・一般管理費	292,772	371,626
取引関係費	4 41,147	4 67,554
人件費	5 168,870	5 230,546
不動産関係費	6 21,327	6 16,246
事務費	7 52,919	7 47,195
減価償却費	3,379	3,347
租税公課	8 1,539	8 1,775
その他	9 3,588	9 4,960
営業損失()	63,394	13,279
営業外収益	4,987	4,577
営業外費用	4,214	83
経常損失()	62,621	8,785
特別利益	-	244
金融商品取引責任準備金戻入	-	244
特別損失	2,983	900,903
金融商品取引責任準備金繰入れ	203	-
店舗閉鎖損失	2,780	-
減損損失	-	10 29,392
貸倒引当金繰入額	-	853,461
特別退職引当金繰入額	-	15,450
特別退職金	-	2,600
税引前当期純損失()	65,604	909,445
法人税、住民税及び事業税	290	290
当期純損失()	65,894	909,735

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	395,030	410,030
当期変動額		
新株の発行	15,000	5,000
当期変動額合計	15,000	5,000
当期末残高	410,030	415,030
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	96,380	111,380
当期変動額		
新株の発行	15,000	5,000
当期変動額合計	15,000	5,000
当期末残高	111,380	116,380
資本剰余金合計		
前期末残高	96,380	111,380
当期変動額		
新株の発行	15,000	5,000
当期変動額合計	15,000	5,000
当期末残高	111,380	116,380
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	257,272	323,166
当期変動額		
当期純損失()	65,894	909,735
当期変動額合計	65,894	909,735
当期末残高	323,166	1,232,901
利益剰余金合計		
前期末残高	257,272	323,166
当期変動額		
当期純損失()	65,894	909,735
当期変動額合計	65,894	909,735
当期末残高	323,166	1,232,901
株主資本合計		
前期末残高	234,137	198,243
当期変動額		
新株の発行	30,000	10,000
当期純損失()	65,894	909,735
当期変動額合計	35,894	899,735

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期末残高	198,243	701,491
純資産合計		
前期末残高	234,137	198,243
当期変動額		
新株の発行	30,000	10,000
当期純損失()	65,894	909,735
当期変動額合計	35,894	899,735
当期末残高	198,243	701,491

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 ()	65,604	909,445
減損損失	-	29,392
減価償却費	3,379	3,347
特別退職引当金の増減額 (は減少)	-	15,450
貸倒引当金の増減額 (は減少)	-	853,461
繰延資産償却額	4,202	-
金融商品取引責任準備金の増減額 (は減少)	203	244
顧客分別金信託の増減額 (は増加)	10,000	-
信用取引資産の増減額 (は増加)	117,667	93,880
信用取引負債の増減額 (は減少)	136,790	92,801
信用取引差入保証金の増減額 (は増加)	30,100	10,557
先物取引差入証拠金の増減額(は増加)	55,860	124,240
預り金の増減額	7,825	4,781
信用取引受入保証金の増減額 (は減少)	65,640	53,583
先物取引受入証拠金の増減額 (は減少)	31,566	27,401
その他受入保証金の増減額	3,000	9,000
未収収益の増減額	6,323	2,402
未収入金の増減額 (は増加)	23,029	1,212
立替金の増減額 (は増加)	-	1,685,175
未払金の増減額 (は減少)	-	1,889,116
その他	787	12,203
小計	54,850	13,913
法人税等の支払額	290	290
営業活動によるキャッシュ・フロー	55,140	13,623
投資活動によるキャッシュ・フロー		
出資金の払込による支出	-	500
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	500
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	30,000	10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	30,000	10,000
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	25,140	23,123
現金及び現金同等物の期首残高	207,117	181,977
現金及び現金同等物の期末残高	181,977	205,100

【継続企業の前提に関する事項】

<p>前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>当社は、前々期において営業損失80,854千円、当期純損失87,302千円を、前期において営業損失30,012千円を計上しております。また、当事業年度についても、営業損失63,394千円、当期純損失65,894千円を計上している状況にあります。金融商品取引法第46条の2第1項に定める自己資本規制比率は、平成22年3月31日現在で203.4%となっており、金融商品取引法第46条の6第2項に定める法定比率は超過しているものの、依然として自己資本規制比率は低下している状況にあることから、当事業年度において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していません。</p> <p>当該状況を解消すべく、当社は、平成21年1月9日開催の取締役会において策定した、「三ヵ年事業収支計画」に基づき、営業体制の強化、取扱金融商品の拡充、資産運用手法の研究・開発による金融サービスの質的向上などの施策を計ることにより利益確保が出来る体制を目指し、業績改善に取り組んでおります。資金面においては、自主目標である自己資本規制比率250%を早期に達成するため、第三者割当増資による資金確保を行っていく予定であります。また、平成22年2月に第2種免許の登録を完了したことにより、新たな収益源として、ファンド組成ビジネスに取り組んでまいります。</p> <p>しかし、これらの対応策は実施途上にあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、当期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を当期財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>当社は、当事業年度においてオプション取引を行った顧客に対する立替金に対して853,461千円の貸倒引当金を計上したことなどに伴い、909,735千円の当期純損失を計上した結果、事業年度末において701,491千円の債務超過となっております。また、自己資本規制比率は、金融庁が業務の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができる120%の水準を大きく下回る状況に陥ったことから、金融商品取引法第50条第1項第1号の規定に従い、平成23年3月25日に、金融庁に対し営業の休止届出書を提出し、同日より新規取引注文の受託を停止しております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。</p> <p>当社は、オプション取引を行った顧客からの債権回収を進めることにより、債務超過からの脱却を図り、財務状況の改善に努める所存ではございますが、貸倒引当金を計上している立替金については全額回収の目処が立たない状況にあります。また、新規取引の注文を停止している状況の中で、収益を獲得する手段が実質上ついでていることから、具体的な対応策は未確定となっております。</p> <p>このような状況により、現時点では、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在しております。</p> <p>なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を反映しておりません。</p>

【重要な会計方針】

<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>1. トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 時価法(売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産について定率法を採用しております。</p> <p>3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 金融商品取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>4. 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。</p> <p>5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。</p>	<p>1. トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法 同左</p> <p>3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 金融商品取引責任準備金 同左</p> <p>(3) 特別退職引当金 事業縮小による人員削減の決定に伴い、その費用に備えるため必要見込み額を計上しております。</p> <p>4. 消費税等の会計処理方法 同左</p> <p>5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準等) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(キャッシュ・フロー計算書) 前事業年度において、「未払金の増減額」及び「立替金の増減額」は営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりましたが、金額に重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「未払金の増減額」は605千円、「立替金の増減額」は 4,255千円であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<p>1 有形固定資産から控除した減価償却累計額 器具備品 745千円</p> <p>2 差し入れている有価証券等の時価額</p> <p>差入証拠金代用有価証券 333,119千円 (顧客の直接預託に係るものを除く)</p> <p>差入保証金代用有価証券 529,739千円</p> <p>3 差入を受けている有価証券等の時価額</p> <p>受入証拠金代用有価証券 1,682,714千円 (再担保に供する旨の同意を得たものにかぎる)</p> <p>受入保証金代用有価証券 1,148,168千円(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)</p> <p>4 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5に基づき計上しております。</p> <p>5 偶発債務 当社は、その一顧客から、平成21年2月6日付で、当社を所属証券会社としていた金融商品取引仲介業者とともに、適合性原則違反・断定的判断の提供・説明義務違反等の不法行為があったとして賠償額4,370万円を請求する損害賠償請求訴訟を提起されました。当社は、弁護士を交えて原告の主張を分析した結果、今回の提訴について正当性の無いものと考えており、今後裁判において当社の主張が正しいことを明らかにする所存であります。</p>	<p>2 差し入れている有価証券等の時価額</p> <p>差入証拠金代用有価証券 781,534千円 (顧客の直接預託に係るものを除く)</p> <p>差入保証金代用有価証券 706,926千円</p> <p>3 差入を受けている有価証券等の時価額</p> <p>受入証拠金代用有価証券 798,983千円 (再担保に供する旨の同意を得たものにかぎる)</p> <p>受入保証金代用有価証券 872,082千円(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)</p> <p>4 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5に基づき計上しております。</p> <p>5 偶発債務 当社は、その一顧客から、平成21年2月6日付で、当社を所属証券会社としていた金融商品取引仲介業者とともに、適合性原則違反・断定的判断の提供・説明義務違反等の不法行為があったとして賠償額4,370万円を請求する損害賠償請求訴訟を提起されました。本件につきましては、平成22年9月6日東京地方裁判所において控訴人の請求を棄却する判決が下り、その後、控訴人は、平成22年9月17日に東京高等裁判所へ控訴を行いました。平成23年3月24日に控訴棄却の判決により、本訴訟が決着したため、当該偶発債務は消滅しました。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																																
<p>1 トレーディング損益の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="text-align: center;">実現損益 (千円)</th> <th style="text-align: center;">評価損益 (千円)</th> <th style="text-align: center;">計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株券等</td> <td style="text-align: center;">93</td> <td></td> <td style="text-align: center;">93</td> </tr> <tr> <td>債券等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">93</td> <td></td> <td style="text-align: center;">93</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 金融収益の内訳</p> <p>信用取引収益 24,731千円</p> <p>計 24,731千円</p>		実現損益 (千円)	評価損益 (千円)	計 (千円)	株券等	93		93	債券等					93		93	<p>1 トレーディング損益の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="text-align: center;">実現損益 (千円)</th> <th style="text-align: center;">評価損益 (千円)</th> <th style="text-align: center;">計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株券等</td> <td style="text-align: center;">2,716</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2,716</td> </tr> <tr> <td>債券等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2,716</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2,716</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 金融収益の内訳</p> <p>信用取引収益 31,073千円</p> <p>計 31,073千円</p>		実現損益 (千円)	評価損益 (千円)	計 (千円)	株券等	2,716		2,716	債券等					2,716		2,716
	実現損益 (千円)	評価損益 (千円)	計 (千円)																														
株券等	93		93																														
債券等																																	
	93		93																														
	実現損益 (千円)	評価損益 (千円)	計 (千円)																														
株券等	2,716		2,716																														
債券等																																	
	2,716		2,716																														

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)						
<p>3 金融費用の内訳</p> <p>信用取引費用 16,988千円 計 16,988千円</p> <p>4 取引関係費の内訳</p> <p>支払手数料 26,091千円 取引所・協会費 1,803千円 通信・運送費 9,689千円 旅費・交通費 1,927千円 広告宣伝費 67千円 交際費 1,568千円 計 41,147千円</p> <p>5 人件費の内訳</p> <p>役員報酬 8,100千円 報酬・給料 54,092千円 歩合外務員報酬 87,649千円 その他の報酬・給料 5,560千円 福利厚生費 13,468千円 退職金 千円 計 168,870千円</p> <p>6 不動産関係費の内訳</p> <p>不動産費 9,187千円 器具・備品費 12,139千円 計 21,327千円</p> <p>7 事務費の内訳</p> <p>事務委託費 50,101千円 事務用品費 2,817千円 計 52,919千円</p> <p>8 租税公課の内訳</p> <p>事業税 1,094千円 印紙税 217千円 その他 227千円 計 1,539千円</p> <p>9 その他の内訳</p> <p>水道光熱費 1,415千円 その他 2,172千円 計 3,588千円</p>	<p>3 金融費用の内訳</p> <p>信用取引費用 24,085千円 計 24,085千円</p> <p>4 取引関係費の内訳</p> <p>支払手数料 49,457千円 取引所・協会費 1,919千円 通信・運送費 11,581千円 旅費・交通費 1,600千円 広告宣伝費 42千円 交際費 2,953千円 計 67,554千円</p> <p>5 人件費の内訳</p> <p>役員報酬 6,400千円 報酬・給料 75,605千円 歩合外務員報酬 129,280千円 その他の報酬・給料 7,100千円 福利厚生費 12,160千円 退職金 千円 計 230,546千円</p> <p>6 不動産関係費の内訳</p> <p>不動産費 7,148千円 器具・備品費 9,098千円 計 16,246千円</p> <p>7 事務費の内訳</p> <p>事務委託費 44,632千円 事務用品費 2,563千円 計 47,195千円</p> <p>8 租税公課の内訳</p> <p>事業税 1,408千円 印紙税 336千円 その他 30千円 計 1,775千円</p> <p>9 その他の内訳</p> <p>水道光熱費 1,328千円 その他 3,632千円 計 4,960千円</p> <p>10 減損損失 当社は以下の資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事業用資産</td> <td style="text-align: center;">長期前払費用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>当該事業用資産は、事業継続の見込みが立たないこと に伴い、将来キャッシュ・フローを見込むことができな くなったため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減 損損失（29,392千円）として、特別損失に計上いたしま した。 なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、零 として評価しております。</p>	用途	種類	場所	事業用資産	長期前払費用	
用途	種類	場所					
事業用資産	長期前払費用						

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	7,192	1,000		8,192

(注) 1. 変動事由の概要

発行済株式総数1,000株の増加は、第三者割当増資により新株を発行したことによるものです。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当事業年度末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	
第1回新株予約権	普通株式	518			518
第2回新株予約権	普通株式	764		5	759
第3回新株予約権	普通株式	540		5	535
合計		1,822		10	1,812

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が行使されたと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の変動事由の概要

新株予約権の減少はすべて権利失効によるものです。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	8,192	250		8,442

(注) 1. 変動事由の概要

発行済株式総数250株の増加は、第三者割当増資により新株を発行したことによるものです。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当事業年度末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	
第1回新株予約権	普通株式	518			518
第2回新株予約権	普通株式	759		20	739
第3回新株予約権	普通株式	535		5	530
合計		1,812		25	1,787

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が行使されたと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の変動事由の概要

新株予約権の減少はすべて権利失効によるものです。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 181,977千円	現金及び預金 205,100千円
現金及び現金同等物 181,977千円	現金及び現金同等物 205,100千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(ファイナンス・リース取引) リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引は以下のとおりであります。	(ファイナンス・リース取引) リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引は以下のとおりであります。
(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
(器具備品)	(器具備品)
取得原価 4,010 千円	取得原価 4,010 千円
減価償却累計額 2,941 千円	減価償却累計額 3,743 千円
期末残高相当額 1,069 千円	期末残高相当額 267 千円
(2)未経過リース料期末残高相当額	(2)未経過リース料期末残高相当額
1年内 867 千円	1年内 298 千円
1年超 298 千円	1年超 千円
計 1,165 千円	計 298 千円
(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 1,547 千円	支払リース料 904 千円
減価償却費相当額 1,372 千円	減価償却費相当額 802 千円
支払利息相当額 92 千円	支払利息相当額 37 千円
(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4)減価償却費相当額の算定方法 同左
(5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5)利息相当額の算定方法 同左

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社の主たる事業は、主に個人顧客を対象として、株式等金融商品の売買の取次ぎ業務を行う第一種金融商品取引業であります。当社においては、自己勘定による金融商品の売買は原則として行っておりません。顧客に対する株式売買の仲介として信用取引を取り扱っており、買建については顧客に対して金銭の貸付を行い、売建については株券の貸付を行っております。これら顧客の信用取引に対する貸付を行うために、主に母店証券会社から借入(信用取引借入金)を行い、また母店証券会社への担保金の差入を行っております。

また自己資金に余剰があるときは、顧客信用取引買残高について自己融資をおこなっております。

顧客から受け入れた預り金、信用取引受入保証金、先物・オプション取引受入証拠金については、当社に帰属する固有の資産と区分して、外部金融機関に顧客分別金信託として預託しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

主な金融資産として、現金・預金、預託金、信用取引資産、短期差入保証金、未収収益があります。現金・預金は預け入れ先の信用リスクにさらされておりますが、取引相手先が信用力の高い銀行であることから、当該リスクはほとんどないものであると判断しております。信用取引貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。顧客分別金信託は、金融商品取引法に基づき外部金融機関に信託された資産であり、その信託財産は信託法により保全されております。短期差入保証金は、母店証券会社に対する、信用取引に係る差入保証金であり母店証券会社の信用リスクに晒されております。未収収益については、顧客の信用取引建玉に係る、未決済の受取手数料であり、信用取引貸付金と同様に、顧客の信用リスクに晒されております。

主な金融負債として、預り金、信用取引負債、受入保証金があります。預り金は、主に決済等を目的とした顧客口座における残金であります。信用取引負債については顧客の売建玉および母店証券会社からの融資額であります。受入保証金は、顧客から信用取引、先物オプション取引の担保として受け入れている保証金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

リスク管理体制

信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含む各種リスクについてリスク管理規定により明確化し、実際の管理運営については、内部管理統括責任者を委員長とするリスク管理委員会を定期的開催し、リスクの現状の把握と管理方針の策定に努めております。また、信用リスク、市場リスクについては、日々自己資本規制比率算出過程において数値化し、各取締役等に報告するとともに、確認を行っております。

信用リスクの管理

信用取引に係るリスク管理については、社内規程のうち信用取引取扱規定にこれを定め、貸倒の発生を未然に防ぐ管理体制を構築しております。日々の運用として、信用取引預託状況表作成により、個別の状況把握を行い、コンプライアンス部と営業部門とが連携し、貸倒防止のため、担保受入等を含めた管理を行っております。

市場リスクの管理

当社は、自己勘定による株式等金融商品の売買を原則として行っておりません。何らかの事由により、市場リスクのある金融資産を自己勘定にて保有する場合、日々の自己資本規制比率の算出過程にて市場リスクの数値化を行い、現状把握と管理を行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
(1) 現金・預金	181,977	181,977
(2) 預託金	150,000	150,000
(3) 信用取引資産	719,472	719,472
信用取引貸付金	567,492	567,492
信用取引借証券担保金	151,980	151,980
(4) 短期差入保証金	20,000	20,000
(5) 未収収益	16,407	16,407
資産計	1,087,857	1,087,857
(1) 預り金	21,366	21,366
(2) 信用取引負債	714,592	714,592
信用取引借入金	562,612	562,612
信用取引貸証券受入金	151,980	151,980
(3) 受入保証金	133,934	133,934
負債計	869,893	869,893

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金 (2) 預託金

時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 信用取引資産 (4) 短期差入保証金 (5) 未収収益

時価は短期間で決済されることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 預り金 (2) 信用取引負債 (3) 受入保証金

時価は、短期間で決済されることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(千円)
出資金	1,000

出資金については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	一年以内 (千円)	1年超 (千円)
現金・預金	181,977	
預託金	150,000	
信用取引資産	719,472	
短期差入保証金	20,000	
未収収益	16,407	
合計	1,087,857	

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	一年以内(千円)	1年超(千円)
信用取引借入金	562,612	
合計	562,612	

当事業年度(自 平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社の主たる事業は、主に個人顧客を対象として、株式等金融商品の売買の取次ぎ業務を行う第一種金融商品取引業であります。当社においては、自己勘定による金融商品の売買は原則として行っておりません。顧客に対する株式売買の仲介として信用取引を取り扱っており、買建については顧客に対して金銭の貸付を行い、売建については株券の貸付を行っております。これら顧客の信用取引に対する貸付を行うために、主に母店証券会社から借入（信用取引借入金）を行い、また母店証券会社への担保金の差入を行っております。

また自己資金に余剰があるときは、顧客信用取引買残高について自己融資をおこなっております。

顧客から受け入れた預り金、信用取引受入保証金、先物・オプション取引受入証拠金については、当社に帰属する固有の資産と区分して、外部金融機関に顧客分別金信託として預託しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

主な金融資産として、現金・預金、預託金、信用取引資産、短期差入保証金、未収収益があります。現金・預金は預け入れ先の信用リスクにさらされておりますが、取引相手先が信用力の高い銀行であることから、当該リスクはほとんどないものと判断しております。信用取引貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。顧客分別金信託は、金融商品取引法に基づき外部金融機関に信託された資産であり、その信託財産は信託法により保全されております。短期差入保証金は、母店証券会社に対する、信用取引に係る差入保証金であり母店証券会社の信用リスクに晒されております。未収収益については、顧客の信用取引建玉に係る、未決済の受取手数料であり、信用取引貸付金と同様に、顧客の信用リスクに晒されております。

主な金融負債として、預り金、信用取引負債、受入保証金があります。預り金は、主に決済等を目的とした顧客口座における残金であります。信用取引負債については顧客の売建玉および母店証券会社からの融資額であります。受入保証金は、顧客から信用取引、先物オプション取引の担保として受け入れている保証金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

リスク管理体制

信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含む各種リスクについてリスク管理規定により明確化し、実際の管理運営については、内部管理統括責任者を委員長とするリスク管理委員会を定期的を開催し、リスクの現状の把握と管理方針の策定に努めております。また、信用リスク、市場リスクについては、日々自己資本規制比率算出過程において数値化し、各取締役に報告するとともに、確認を行っております。

信用リスクの管理

信用取引に係るリスク管理については、社内規程のうち信用取引取扱規定にこれを定め、貸倒の発生を未然に防ぐ管理体制を構築しております。日々の運用として、信用取引預託状況表作成により、個別の状況把握を行い、コンプライアンス部と営業部門とが連携し、貸倒防止のため、担保受入等を含めた管理を行っております。

市場リスクの管理

当社は、自己勘定による株式等金融商品の売買を原則として行っておりません。何らかの事由により、市場リスクのある金融資産を自己勘定にて保有する場合、日々の自己資本規制比率の算出過程にて市場リスクの数値化を行い、現状把握と管理を行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
(1) 現金・預金	205,100	205,100
(2) 預託金	150,000	150,000
(3) 立替金	立替金 1,690,275 貸倒引当金 853,461 836,814	836,814
(4) 信用取引資産	625,592	625,592
信用取引貸付金	594,948	594,948
信用取引借証券担保金	30,644	30,644
(5) 短期差入保証金	130,683	130,683
(6) 未収収益	14,004	14,004
資産計	1,962,195	1,962,195
(1) 預り金	37,443	37,443
(2) 信用取引負債	621,791	621,791
信用取引借入金	591,147	591,147
信用取引貸証券受入金	30,644	30,644
(3) 受入保証金	43,948	43,948
(4) 未払金	1,904,033	1,904,033
負債計	2,607,217	2,607,217

立替金に対して計上した貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金 (2) 預託金

時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 立替金

回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は、決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該帳簿価額によっております。

(4) 信用取引資産 (5) 短期差入保証金 (6) 未収収益

時価は短期間で決済されることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 預り金 (2) 信用取引負債 (3) 受入保証金 (4) 未払金

時価は、短期間で決済されることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(千円)
出資金	1,500

出資金については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	一年以内 (千円)	1年超 (千円)
現金・預金	205,100	
預託金	150,000	
信用取引資産	625,592	
短期差入保証金	130,683	
未収収益	14,004	
合計	1,125,381	

(注) 立替金は償還予定額が見込めないため、記載しておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	一年以内(千円)	1年超(千円)
信用取引借入金	621,791	
合計	621,791	

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日現在)該当事項はありません。

当事業年度(平成23年3月31日現在)該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(平成22年3月31日現在)該当事項はありません。

当事業年度(平成23年3月31日現在)該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(平成22年3月31日現在)該当事項はありません。

当事業年度(平成23年3月31日現在)該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1 スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

第1回ストックオプション

会社名	株式会社エコ・プランニング証券
決議年月日	平成17年10月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4、監査役2、従業員20、顧問9
株式の種類及び付与数(株)	普通株式800
付与日	平成18年1月25日
権利確定条件	<p>新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権において、これを行使することを要する。ただし、相続又は合併により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権発行時において当会社の取締役、監査役、顧問又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社、当会社の子会社又は当会社の関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>その他新株予約権の行使の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成19年11月1日～平成25年10月31日

第2回ストックオプション

会社名	株式会社エコ・プランニング証券
決議年月日	平成17年10月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6、監査役2、従業員20、顧問9
株式の種類及び付与数(株)	普通株式900
付与日	平成18年9月27日
権利確定条件	<p>新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権において、これを行使することを要する。ただし、相続又は合併により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権発行時において当会社の取締役、監査役、顧問又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社、当会社の子会社又は当会社の関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>その他新株予約権の行使の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成19年11月1日～平成25年10月31日

第3回ストックオプション

会社名	株式会社エコ・プランニング証券
決議年月日	平成19年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5、監査役0、従業員14、顧問4
株式の種類及び付与数(株)	普通株式1,000
付与日	平成19年11月2日
権利確定条件	<p>新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権において、これを行使することを要する。ただし、相続又は合併により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権発行時において当社の取締役、監査役、顧問又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社、当会社の子会社又は当会社の関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>その他新株予約権の行使の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成21年11月2日 ~ 平成29年6月28日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	(株)エコ・プランニング証券	(株)エコ・プランニング証券	(株)エコ・プランニング証券
決議年月日	平成17年10月17日	平成17年10月17日	平成19年6月29日
権利確定前			
期首(株)			540
付与(株)			
失効(株)			5
権利確定(株)			535
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	518	764	
権利確定(株)			535
権利行使(株)			
失効(株)		5	
未行使残(株)	518	759	535

単価情報

会社名	(株)エコ・プランニング証券	(株)エコ・プランニング証券	(株)エコ・プランニング証券
決議年月日	平成17年10月17日	平成17年10月17日	平成19年6月29日
権利行使価格(円)	70,000	70,000	100,000
行使時平均株価(株)			
付与日における公正な評価単価(株)			0

2 当事業年度に付与されたストックオプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1 ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

第1回ストックオプション

会社名	株式会社エコ・プランニング証券
決議年月日	平成17年10月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4、監査役2、従業員20、顧問9
株式の種類及び付与数(株)	普通株式800
付与日	平成18年1月25日
権利確定条件	<p>新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権において、これを行使することを要する。ただし、相続又は合併により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権発行時において当会社の取締役、監査役、顧問又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社、当会社の子会社又は当会社の関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>その他新株予約権の行使の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成19年11月1日～平成25年10月31日

第2回ストックオプション

会社名	株式会社エコ・プランニング証券
決議年月日	平成17年10月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6、監査役2、従業員20、顧問9
株式の種類及び付与数(株)	普通株式900
付与日	平成18年9月27日
権利確定条件	<p>新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権において、これを行使することを要する。ただし、相続又は合併により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権発行時において当会社の取締役、監査役、顧問又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社、当会社の子会社又は当会社の関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>その他新株予約権の行使の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成19年11月1日～平成25年10月31日

第3回ストックオプション

会社名	株式会社エコ・プランニング証券
決議年月日	平成19年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5、監査役0、従業員14、顧問4
株式の種類及び付与数(株)	普通株式1,000
付与日	平成19年11月2日
権利確定条件	<p>新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権において、これを行使することを要する。ただし、相続又は合併により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権発行時において当社の取締役、監査役、顧問又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社、当会社の子会社又は当会社の関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>その他新株予約権の行使の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成21年11月2日 ~ 平成29年6月28日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	(株)エコ・プランニング証券	(株)エコ・プランニング証券	(株)エコ・プランニング証券
決議年月日	平成17年10月17日	平成17年10月17日	平成19年6月29日
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	518	759	535
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)		20	5
未行使残(株)	518	739	530

単価情報

会社名	(株)エコ・プランニング証券	(株)エコ・プランニング証券	(株)エコ・プランニング証券
決議年月日	平成17年10月17日	平成17年10月17日	平成19年6月29日
権利行使価格(円)	70,000	70,000	100,000
行使時平均株価(株)			
付与日における公正な評価単価(株)			0

2 当事業年度に付与されたストックオプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	前事業年度 (平成22年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳 (単位：千円)</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>繰越欠損金 123,242</p> <p>未払事業税 169</p> <p>その他 _____</p> <p>繰延税金資産小計 123,411</p> <p>評価性引当金 123,411</p> <p>繰延税金資産計</p> <p>(繰延税金負債)</p> <p>繰延税金負債計</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳 (単位：千円)</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>繰越欠損金 125,852</p> <p>貸倒引当金 347,273</p> <p>特別退職引当金 6,286</p> <p>減損損失 11,959</p> <p>未払事業税 468</p> <p>その他 841</p> <p>繰延税金資産小計 492,681</p> <p>評価性引当金 492,681</p> <p>繰延税金資産</p> <p>(繰延税金負債)</p> <p>繰延税金負債計</p>
<p>2. 法廷実効税率と税効果的用語の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失のため記載を省略しております。</p>	<p>2. 法廷実効税率と税効果的用語の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失のため記載を省略しております。</p>

(企業結合関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」のみであり、区分すべき事業セグメントは存在しません。したがって、報告セグメントも単一であるため、記載を省略いたしております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」のみであり、区分すべき事業セグメントは存在しません。したがって、報告セグメントも単一であるため、記載を省略いたしております。

【関連情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)該当事項はありません。
当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成21年4月1日 至平成22年3月31日）該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	買場清			会社役員	（被所有）直接11.8	営業上の取引	有価証券売買及びデリバティブ取引	24,643	立替金	680,138

(注)1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 有価証券売買及びデリバティブ取引における手数料率については一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	24,199円 64銭	1株当たり純資産額	83,095円 44銭
1株当たり当期純損失	9,158円 36銭	1株当たり当期純損失	108,555円 68銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は、非上場・非登録であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は、非上場・非登録であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>	

(注)1. 1株当たりの純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末末 (平成23年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	198,243	701,491
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	198,243	701,491
1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式数(株)	8,192	8,442

(注)2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
損益計算上の当期純損失() (千円)	65,894	909,735
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失() (千円)	65,894	909,735
普通株式の期中平均株式数(株)	7,195	8,380

(重要な後発事項)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至平成22年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

当社は、平成23年4月5日開催の取締役会において、ひびき証券株式会社に対して、当社の金融商品仲介事業部門を承継させることを決議し、平成23年4月15日、同社と吸収分割契約書を締結いたしました。本吸収分割の効力発生日は、平成23年8月8日であり、同日付で当社は本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位を承継させる予定であります。

(1) 当該会社分割の目的

当社は、東日本大震災の影響による多額の立替金の発生により、証券業を休止しており顧客は新規の取引ができない状況にあります。当該会社分割契約により、投資者が証券取引活動を再開しうるようになることから、本件会社分割は、投資者保護を目的とするものです。

(2) 会社分割をする事業内容及び当該会社分割の方法

当社の金融商品仲介事業部門を、当社を分割会社、ひびき証券を承継会社とする会社分割(会社法第784条3項及び第796条第3項の規定にもとづき分割会社及び承継会社の株主総会の承認決議を不要とする簡易吸収分割)により、承継を行うものであります。

(3) 当該会社分割の日程

会社分割承認取締役会	平成23年4月5日
会社分割契約書締結	平成23年4月15日
会社分割効力発生日	平成23年8月8日

(4) 承継会社の概要

商号	ひびき証券株式会社
本店の所在地	大阪府大阪府中央区今橋一丁目6番19号
代表者の氏名	井上 智治
資本金の額	5億円

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額または償 却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
器具備品	856		856			32	
有形固定資産計	856		856			32	
長期前払費用	16,575	20,000		36,575	36,575	3,315	

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

借入金及び金利負担を伴うその他の負債（社債を除く）の金額が、負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金		853,461			853,461
特別退職引当金		15,450			15,450

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

(イ)現金・預金

区分	金額(千円)
現金	60,311
預金	
当座預金	132
普通預金	144,656
計	144,789
合計	205,100

(ロ)預託金

内訳	金額(千円)
顧客分別金信託(注)	150,000
合計	150,000

(注) 国内において信託会社等に信託している顧客分別金信託額であります。

(ハ)立替金

内訳	金額(千円)
顧客への立替金(注)	1,690,275
合計	1,690,275

(注)顧客のオプション取引損失にかかる未回収金額であります。

(ニ)信用取引資産

内訳	金額(千円)
信用取引貸付金(注)1	594,948
信用取引借用証券担保金(注)2	30,644
合計	625,592

(注)1. 顧客の信用取引による有価証券買付代金相当額であります。

2. 貸借取引により証券金融会社に差し入れている借証券担保金であります。

(ホ)短期差入保証金

内訳	金額(千円)
信用取引差入保証金 (注)1	3,442
先物取引差入証拠金 (注)2	124,240
その他差入保証金 (注)3	3,000
合計	130,683

(注)1. 信用取引に伴い母店である㈱だいこう証券ビジネスに差し入れている借証券担保金であります。

(注)2. 先物取引に伴い母店である㈱だいこう証券ビジネスならびにひまわり証券㈱に差し入れている現金であります。

(注)3. バックオフィス業務委託に伴い㈱だいこう証券ビジネスに差し入れている保証金であります。

流動負債

(イ)信用取引負債

内訳	金額(千円)
信用取引借入金 (注)1	591,147
信用取引貸証券受入金(注)2	30,644
合計	621,791

(注)1. 信用取引による母店であるだいこう証券ビジネスからの借入金であります。

2. 顧客の信用取引による有価証券の売付代金相当額であります。

(ロ)未払金

内訳	金額(千円)
オプション取引にかかる未払金 (注)1	1,874,042
未払給与・報酬	26,294
未払消費税	3,696
合計	1,904,033

(注)1. オプション取引に伴い損失をうけたことに伴って発生した、ひまわり証券㈱に対する決済損失の未払金額であります。

(3) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

重要な訴訟事件等

貸借対照表関係の注記5 偶発債務に記載のとおりです。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	当社定款の規定により株券は発行していません。
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区新川1-1-7 株式会社エコ・プランニング証券
株主名簿管理人	なし
取次所	株式会社エコ・プランニング証券本店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	当社定款の規定により株券は発行していません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	なし
株式の譲渡制限	取締役会の承認を受けなければならない。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではありませんので金融商品取引法第24条の7第1項の適用はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書 事業年度 自 平成21年4月1日 平成22年6月30日
及びその添付書類 (第10期) 至 平成22年3月31日 関東財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書の 事業年度 自 平成21年4月1日 平成22年7月23日
訂正報告書 (第10期) 至 平成22年3月31日 関東財務局長に提出
- (3) 半期報告書 事業年度 自 平成22年4月1日 平成22年12月28日
(第11期中) 至 平成22年9月30日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

株式会社エコ・プランニング証券

取締役会 御中

根本公認会計士事務所

公認会計士 根本 俊一

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エコ・プランニング証券の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、私の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表には重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エコ・プランニング証券の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローをすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前々期より継続して営業損失を計上しており、当事業年度においても営業損失及び当期純損失を計上している。これに伴い、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に定める自己資本規制比率が低下している状況にある。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月29日

株式会社エコ・プランニング証券

取締役会 御中

監査法人 元和

指定社員

業務執行社員 公認会計士 星山 和彦

指定社員

業務執行社員 公認会計士 根本 俊一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エコ・プランニング証券の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表には重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度においてオプション取引を行った顧客に対する立替金に対して853,461千円の貸倒引当金を計上したことなどに伴い、909,735千円の当期純損失を計上した結果、事業年度末において701,491千円の債務超過になっている。また、自己資本規制比率は、金融庁が3ヶ月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる100%の水準を大きく下回る状況に陥ったことから、業務停止命令を受けており、すでに平成23年3月25日より新規取引の注文を停止している。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

会社は、多額の損失を計上した顧客から債権回収を進める予定ではあるものの、貸倒引当金を計上した立替金について全額回収の目処が立たない状況にあるとともに、新規取引の注文を停止している状況の中で、収益を獲得する手段が実質上ついでていることから、具体的な対応策は未確定となっており、継続企業を前提として作成されている上記の財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の財務諸表が、上記事項の財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、株式会社エコ・プランニング証券の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成23年4月5日開催の取締役会で、当社の金融商品仲介事業部門をひびき証券株式会社に承継させることを決議し、同年4月15日に同社との間で吸収分割契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。